

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月9日

【四半期会計期間】 第62期第3四半期  
(自 2019年8月1日 至 2019年10月31日)

【会社名】 株式会社丹青社

【英訳名】 TANSEISHA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋貴志

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目2番70号

【電話番号】 03(6455)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山内一大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南1丁目2番70号

【電話番号】 03(6455)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山内一大

【縦覧に供する場所】 株式会社丹青社 関西支店  
(大阪府大阪市北区大深町3番1号)  
株式会社丹青社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区錦3丁目25番11号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第3四半期 連結累計期間	第62期 第3四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自 2018年2月1日 至 2018年10月31日	自 2019年2月1日 至 2019年10月31日	自 2018年2月1日 至 2019年1月31日
売上高 (千円)	60,863,129	60,344,791	82,677,373
経常利益 (千円)	3,569,499	4,649,106	5,219,109
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	2,839,549	3,171,484	4,206,181
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,452,831	3,039,388	3,545,630
純資産額 (千円)	25,778,817	27,533,468	26,922,780
総資産額 (千円)	44,899,226	44,692,161	43,622,032
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	59.09	66.51	87.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.4	61.6	61.7

回次	第61期 第3四半期 連結会計期間	第62期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年8月1日 至 2018年10月31日	自 2019年8月1日 至 2019年10月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	18.65	29.54

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 当社は、2018年9月7日付で「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」を、2019年6月14日付で「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入しており、「丹青社従業員持株会専用信託口」(以下、「従持信託」といいます。)及び「役員報酬BIP信託口・76377口」(以下、「BIP信託」といいます。)が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、第61期及び第62期の第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期(当期)純利益の算定については、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第62期第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、第61期第3四半期連結累計期間及び第61期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」に記載の売上高、受注高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（2019年2月1日～2019年10月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善効果もあり、緩やかな回復基調が継続しました。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、公共投資が底堅く推移していることや企業の設備投資が緩やかに増加していることもあり、引き続き堅調に推移しました。

このような状況のもと当社グループは、中期経営計画（2019年1月期～2021年1月期）に基づき、市場の活性化が見込まれる中期経営計画期間中の需要増加を確実に取り込むとともに、継続的な成長と更なる企業価値の向上を目標に事業活動を展開してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績については次のとおりとなりました。

#### （売上高）

売上高は、引き続き良好な市場環境を背景に、前年同四半期並みの603億44百万円（前年同四半期比0.9%減）となりました。

#### （売上総利益）

売上総利益は、収益性重視の受注活動を行った結果、収益性は改善し、売上総利益率が18.9%（前年同四半期は16.5%）となったこと等により、113億88百万円（前年同四半期比13.3%増）となりました。

#### （営業利益）

営業利益は、前年同四半期に比べ収益性が改善し、売上総利益が増加したことで人員数の増加に伴う販売費及び一般管理費の増加を吸収し、44億78百万円（前年同四半期比30.7%増）となりました。

#### （経常利益）

営業外損益は、主に受取保険金が増加したこと等により、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益の純額は1億70百万円の利益（前年同四半期比20.0%増）となりました。

この結果、経常利益は46億49百万円（前年同四半期比30.2%増）となりました。

#### （親会社株主に帰属する四半期純利益）

特別損益は、主に政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益を計上したことにより、特別利益から特別損失を差し引いた特別損益の純額は70百万円の利益（前年同四半期比79.1%減）となりました。また、法人税等調整額は3百万円（前年同四半期は137百万円）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は31億71百万円（前年同四半期比11.7%増）となりました。

報告セグメントごとの状況については次のとおりであります。

(商業その他施設事業)

商業その他施設事業においては、市場環境は引き続き良好であり、ホテルや大型スポーツ施設及び大型商業施設等の案件が堅調に推移したこと等により、売上高、営業利益ともに前年同四半期を上回りました。

この結果、商業その他施設事業の売上高は368億11百万円（前年同四半期比0.2%増）、営業利益は30億75百万円（前年同四半期比85.1%増）となりました。

(チェーンストア事業)

チェーンストア事業においては、飲食店分野、その他専門店分野が堅調に推移したことから、売上高、営業利益ともに前年同四半期を上回りました。

この結果、チェーンストア事業の売上高は163億99百万円（前年同四半期比6.9%増）、営業利益は11億59百万円（前年同四半期比16.4%増）となりました。

(文化施設事業)

文化施設事業においては、前期と比較して大型案件が少なかったこと等から、売上高、営業利益ともに前年同四半期を下回りました。

この結果、文化施設事業の売上高は68億12百万円（前年同四半期比18.0%減）、営業利益は86百万円（前年同四半期比84.9%減）となりました。

(その他)

その他においては、前期に連結子会社のうち1社の株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴い、売上高、営業利益ともに前年同四半期を下回りました。

この結果、その他の売上高は3億21百万円（前年同四半期比34.1%減）、営業利益は1億52百万円（前年同四半期比20.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて2.5%増加し、446億92百万円となりました。これは、主に現金預金が43億31百万円減少したものの、受取手形・完成工事未収入金等が32億46百万円、未成工事支出金等が16億22百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて2.8%増加し、171億58百万円となりました。これは、主に未払法人税等が1億89百万円、未成工事受入金が5億6百万円それぞれ減少したものの、支払手形・工事未払金等が11億64百万円増加したことによるものであります。

純資産の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて2.3%増加し、275億33百万円となりました。これは、主に自己株式が4億56百万円増加、その他有価証券評価差額金が1億29百万円減少したものの、利益剰余金が11億99百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載を省略しております。

#### (4) 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は、2017年2月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の20%以上の取得行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2017年4月25日開催の第59回定時株主総会にて承認されました。その概要については、以下のとおりであります。

##### 基本方針の内容

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を遂げてまいりました。

現在では、百貨店・ショッピングセンター、各種専門店、博覧会や各種イベント、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等を対象とした「商業その他施設事業」、ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等の全国にチェーン展開を行っている店舗施設を対象とした「チェーンストア事業」、博物館、美術館、企業ミュージアム等を対象とした「文化施設事業」、以上3つの事業分野においてディスプレイ業を展開しております。

さらに、ディスプレイ業に関連した事業を展開しており、あらゆる分野の空間づくりにおける調査・企画から設計、施工、運営・管理まで事業領域を拡大しております。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる事業分野の調査、研究、企画、設計、施工、監理及びこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先等の各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」及び「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為等を実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損するおそれのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益及び中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいり所存であります。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

##### (a) 本プラン導入の目的

本プランは、上記に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保すること及び大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

##### (b) 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるに当たり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対抗措置から構成されております。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。また、当社は、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、当社と独立した立場にある社外取締役及び社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決定するものいたします。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとなっております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様を確認することができるものとなっております。

本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的としているものではないと判断しております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）をすべて充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に導入するものであります。

(c) 株主意思を尊重していること

本プランは、2017年4月25日開催の第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

また、一定の場合には、本プランに従った対抗措置の発動の是非について、当社取締役会が株主意思確認総会を招集し、株主の皆様を確認することができるものとなっております。

更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役及び社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報を開示することとし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(e) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいて独立委員会は、大規模買付者が出現すると、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けることができるとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(f) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能なものとなっております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

（売上実績）

当第3四半期連結累計期間において、その他の売上実績が著しく減少しております。これは、主に前期に連結子会社のうち1社の株式を譲渡し、連結の範囲から除外したためであり、当第3四半期連結累計期間の売上実績は3億21百万円（前年同四半期比34.1%減）であります。

（手持実績）

当第3四半期連結累計期間において、文化施設事業の手持実績が著しく増加しております。これは、主に翌四半期以降に繰越す案件が増加したためであり、当第3四半期連結累計期間の手持実績は125億36百万円（前年同四半期比30.7%増）であります。



3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、締結及び変更等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,200,000
計	187,200,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,424,071	48,424,071	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	48,424,071	48,424,071		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月1日～ 2019年10月31日		48,424,071		4,026,750		4,024,840

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 316,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,026,500	480,265	
単元未満株式	普通株式 80,671		
発行済株式総数	48,424,071		
総株主の議決権		480,265	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,700株(議決権97個)含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、従持信託が保有する当社株式183,400株(議決権1,834個)及びB P信託が保有する当社株式433,800株(議決権4,338個)が含まれております。
- 3 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

【自己株式等】

2019年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社丹青社	東京都港区港南 1 - 2 - 70	316,900		316,900	0.65
計		316,900		316,900	0.65

(注) 自己名義所有株式数には、従持信託及びB P信託が保有する当社株式617,200株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年8月1日から2019年10月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年2月1日から2019年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	13,440,208	9,109,182
受取手形・完成工事未収入金等	9,001,942	12,248,109
有価証券	4,200,316	4,499,931
未成工事支出金等	8,340,463	9,963,398
その他	460,588	421,672
貸倒引当金	31,359	43,313
流動資産合計	35,412,158	36,198,980
固定資産		
有形固定資産	1,031,276	959,022
無形固定資産	153,043	201,167
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	2,459,118	2,931,010
その他	4,684,128	4,527,190
貸倒引当金	117,692	125,210
投資その他の資産合計	7,025,553	7,332,990
固定資産合計	8,209,873	8,493,180
資産合計	43,622,032	44,692,161
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	7,925,812	9,090,335
未払法人税等	993,483	804,055
未成工事受入金	3,813,920	3,307,155
賞与引当金	1,022,898	563,885
その他の引当金	477,208	528,266
その他	1,838,946	2,285,546
流動負債合計	16,072,269	16,579,244
固定負債		
長期借入金	306,980	227,930
退職給付に係る負債	15,859	14,360
引当金	85,734	103,169
その他	218,408	233,988
固定負債合計	626,982	579,448
負債合計	16,699,252	17,158,692
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,026,750	4,026,750
資本剰余金	4,024,974	4,024,974
利益剰余金	18,525,420	19,724,503
自己株式	383,641	839,940
株主資本合計	26,193,503	26,936,288
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	953,163	823,567
繰延ヘッジ損益	1,710	-
為替換算調整勘定	51,517	37,843
退職給付に係る調整累計額	273,694	264,230
その他の包括利益累計額合計	729,276	597,180
純資産合計	26,922,780	27,533,468
負債純資産合計	43,622,032	44,692,161

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年10月31日)
売上高	60,863,129	60,344,791
売上原価	50,809,866	48,955,851
売上総利益	10,053,263	11,388,939
販売費及び一般管理費	6,625,590	6,910,050
営業利益	3,427,672	4,478,888
営業外収益		
保険配当金	60,339	43,921
その他	106,247	135,194
営業外収益合計	166,586	179,116
営業外費用		
支払利息	3,543	3,326
損害賠償金	13,251	2,753
その他	7,964	2,818
営業外費用合計	24,759	8,898
経常利益	3,569,499	4,649,106
特別利益		
投資有価証券売却益	335,844	74,897
特別利益合計	335,844	74,897
特別損失		
投資有価証券評価損	-	2,512
ゴルフ会員権売却損	-	1,625
ゴルフ会員権評価損	-	550
特別損失合計	-	4,688
税金等調整前四半期純利益	3,905,344	4,719,315
法人税、住民税及び事業税	1,203,743	1,544,003
法人税等調整額	137,948	3,827
法人税等合計	1,065,795	1,547,830
四半期純利益	2,839,549	3,171,484
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,839,549	3,171,484

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年10月31日)
四半期純利益	2,839,549	3,171,484
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	403,251	129,595
繰延ヘッジ損益	1,074	1,710
為替換算調整勘定	19,652	13,674
退職給付に係る調整額	37,261	9,463
その他の包括利益合計	386,717	132,095
四半期包括利益	2,452,831	3,039,388
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,452,831	3,039,388

## 【注記事項】

### (追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(従業員等に信託を通じて当社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて当社の株式を交付する取引「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」を行っております。

#### 1 取引の概要

当社は、持株会に加入するすべての従業員を受益者とする従持信託を設定いたします。従持信託は、2018年9月より2年6ヵ月間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取得し、持株会に売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により譲渡利益等が生じた場合には、受益者適格要件を満たす者に分配されます。株価の下落により譲渡損失等が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することになっております。

#### 2 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度304,771千円、262,100株、当第3四半期連結会計期間213,258千円、183,400株であります。

#### 3 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度306,980千円、当第3四半期連結会計期間227,930千円

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、2019年4月23日開催の第61期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者は除きます。以下、「取締役」といいます。)を対象として、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を決議し導入しております。

#### 1 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用いたします。役員報酬BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付するものであります。

#### 2 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は547,382千円、433,800株であります。



(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成してありません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年2月1日 至 2018年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年10月31日)
減価償却費	164,237千円	136,917千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年2月1日 至 2018年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年4月24日 定時株主総会	普通株式	1,010,268	21.00	2018年1月31日	2018年4月25日	利益剰余金
2018年9月7日 取締役会	普通株式	817,829	17.00	2018年7月31日	2018年10月2日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入に伴い当社株式を取得したため、自己株式が355,935千円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年2月1日 至 2019年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月23日 定時株主総会	普通株式	1,010,256	21.00	2019年1月31日	2019年4月24日	利益剰余金
2019年9月10日 取締役会	普通株式	962,144	20.00	2019年7月31日	2019年10月2日	利益剰余金

(注) 2019年4月23日の定時株主総会の決議による配当金の総額には、従持信託が所有する当社株式に対する配当金5,504千円が、2019年9月10日の取締役会の決議による配当金の総額には、従持信託及びB I P信託が所有する当社株式に対する配当金12,664千円がそれぞれ含まれております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、「役員報酬B I P(Board Incentive Plan)信託」の導入に伴い当社株式を取得したため、自己株式が547,382千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年2月1日 至 2018年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
(1)外部顧客への 売上高	36,728,100	15,338,613	8,308,766	60,375,480	487,649	60,863,129	-	60,863,129
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	1,946,766	1,946,766	1,946,766	-
計	36,728,100	15,338,613	8,308,766	60,375,480	2,434,416	62,809,896	1,946,766	60,863,129
セグメント利益	1,661,618	995,421	572,106	3,229,146	191,348	3,420,495	7,177	3,427,672

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商業施設の運営・管理、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額7,177千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年2月1日 至 2019年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
(1)外部顧客への 売上高	36,811,938	16,399,533	6,812,101	60,023,573	321,217	60,344,791	-	60,344,791
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	2,048,190	2,048,190	2,048,190	-
計	36,811,938	16,399,533	6,812,101	60,023,573	2,369,408	62,392,981	2,048,190	60,344,791
セグメント利益	3,075,668	1,159,028	86,359	4,321,057	152,776	4,473,833	5,055	4,478,888

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額5,055千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2018年 2 月 1 日 至 2018年10月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 2 月 1 日 至 2019年10月31日)
1 株当たり四半期純利益 (円)	59.09	66.51
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	2,839,549	3,171,484
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	2,839,549	3,171,484
普通株式の期中平均株式数 (株)	48,057,259	47,684,518

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当社は、前第 3 四半期連結会計期間より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」を、第 2 四半期連結会計期間より「役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託」を導入しており、従持信託及び B I P 信託が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。1 株当たり四半期純利益の算定上、従持信託及び B I P 信託が所有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。
- 当第 3 四半期連結累計期間において、1 株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 422,774 株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年 9 月 10 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額.....962,144千円
- (2) 1 株当たりの金額.....20.00円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2019年10月 2 日

(注) 2019年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年12月5日

株式会社丹青社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井哲也
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村健一
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丹青社の2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年8月1日から2019年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年2月1日から2019年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社の2019年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。